

諮問番号：平成30年度諮問第31号

答申番号：平成30年度答申第29号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、移送費の支給に関する部分（後記第2の1(2)）は却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分1（生活保護変更処分等）及び原処分2（生活保護変更処分）は違法又は不当であると主張しているものと解される。

##### (1) 原処分1について

ア 賃貸契約がなくても宿所提供施設での保護開始が可能であるにもかかわらず、処分庁は賃貸契約をしてから保護を申請するよう請求人に指導した。これにより請求人の保護申請が遅れたのであるから、保護の開始日を平成30年2月13日とすべきである。

イ 請求人が平成30年2月13日に処分庁に保護申請に向けて相談していたのに、保護開始前に支払済みの家賃は保護開始後の期間に係るものであっても支給対象にならないという説明がなかったため請求人は平成30年3月分の家賃を保護開始前である同年2月24日に支払ったが、保護受給期間中の家賃は、保護費で支給すべきである。

ウ 請求人が平成30年2月13日に処分庁に保護申請に向けて相談していたのに、保護開始後に家具什器費が支給可能である旨の説明がなかったことから、請求人が保護開始前に購入した家具の費用を支給すべきである。

##### (2) 原処分2について

求職活動のための移送費を認める期間が平成30年7月31日までの6か月間とされているが、期限を撤廃すべきである。

#### 2 処分庁の主張の要旨

##### (1) 原処分1について

ア 保護申請時点で平成30年3月分家賃は支払われていたため、同月の住宅費の需要はないから、住宅扶助費の認定を行わなかった。

イ 住居が決まってから保護を申請するよう指導した事実はない。請求人からは、入居先の目途がついており、入居後申請したいと確認しており、保護申請日付けで保護を開始したものである。

ウ 本件審査請求に至るまで、請求人から家具什器費の相談及び申請を受けていない。

(2) 原処分2について

請求人の求職活動は少なくとも保護開始から半年間は熱心かつ誠実に行われるだろうと判断し、平成30年7月31日までの期間において求職活動移送費の支給を認めたものであって、請求人に不利益な点はない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、いずれも法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。
- 2 原処分1について、保護開始時に平成30年3月分家賃は支払われていたのがあるから、同月分の家賃に係る需要は既に充足されており、同月分の住宅扶助費を支給する必要性は認められない。また、請求人は保護開始前の手持ち資金により家具什器を購入済みだったのであり、かつ、審査請求書においては神奈川県に請求人が所有していた家財が請求人の親族の都合により届いていなかった旨が述べられている。そして、処分庁が賃貸契約をしてから保護を申請するよう指導したとする証拠は認められず、本件において請求人は、平成30年2月13日の時点で約30万円の預貯金及び現金を保有していると説明しており、これは請求人の最低生活費を上回ることから、同日時点では急迫性があったという事情も認められない。よって、請求人の主張を採用することはできない。
- 3 原処分2について、求職活動に係る移送費には支給要件がある以上、処分庁が求職活動に係る移送費の支給を認める期間を設定したことは特に不合理なものとはいえないから、請求人の主張を採用することはできない。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年10月31日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年11月6日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の決定及び変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。かかる基準によれば、保護の開始時期は「申請のあった日以

降において要保護状態にあると判定された日」とされており、また、被保護者は保護基準に基づき認定された最低生活費の範囲内において通常予測される衣食住等の経常的な最低生活需要の全てを賄うべきものであり、例外として、出生、入学、入退院等による特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければ緊急やむを得ない場合に限り、臨時に生活扶助（一時扶助費）を支給できることとされている。そして、生活扶助（一時扶助費）に係る家具什器費が支給できる場合は、保護開始時において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがない場合、長期入院から退院した単身者が新たに自活しようとする場合において最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき、災害にあった場合において当該地方公共団体等の救護をもってしては災害により失った最低生活に直接必要な家具什器をまかなうことができないとき等特段の事情があると認められる場合に限られている。

そこで本件についてみると、平成30年2月13日、請求人は、処分庁において処分庁の相談担当職員と面接し、同月27日に処分庁に保護申請を行ったところ、処分庁は、同日を保護の開始日として、同月分及び同年3月分の保護費の支給並びに同月分の住宅扶助の不支給を決定した。また、平成30年4月17日、請求人が処分庁に求職活動に係る移送費を申請したところ、同年5月23日、処分庁は同年2月27日から同年7月31日まで移送費の支給を行うことを通知し、同年7月17日に支給決定を行った。そして、この間、請求人は、平成30年5月18日まで求職活動を行い、同月21日から稼働した。以上の事実が認められる。

この点、請求人は、処分庁が賃貸契約後に申請するよう請求人に指導したことにより請求人の保護申請が遅れたため保護の開始日を平成30年2月13日とすべきであると主張する。しかしながら、保護の開始時期は「申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日」とされているのであるから、請求人からの保護に係る相談があった日が直ちに保護の開始時期となるものではない。また、仮に処分庁が賃貸契約後に申請するよう請求人に指導したとしても、請求人は平成30年2月13日時点で約30万円の預貯金及び現金を保有していたのであるから、請求人が要保護状態にあったと認めることはできない。よって、請求人の主張を採用することはできない。

他方、請求人は、保護開始前に処分庁に保護に係る相談をしていたにもかかわらず説明がなかったため保護開始前に請求人が支払った平成30年3月分の家賃及び保護開始前に請求人が購入した家具の費用を支給すべきであり、原処分1は違法又は不当であると主張する。しかしながら、請求人は、要保護状態にあると判定された平成30年2月27日前に保有していた預貯金及び現金により平成30年3月分の家賃及び家具を充足することができたのであり、保護はその者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであるから、処分庁による説明の有無にかかわらず、同月分の家賃及び家具

の購入に要した費用を保護により支給すべき理由はなく、請求人の主張を採用することはできない。

また、請求人は、求職活動のための移送費を認定する期間を撤廃すべきであり、原処分2は違法又は不当であると主張する。しかしながら、請求人は平成30年5月18日に求職活動を終了しているのであるから、同月19日以降は求職活動に係る移送費の支給を必要としなくなったのであり、請求人の主張は、原処分2について移送費の認定期限の取消しを求める法律上の利益を欠くものであって、不適法というべきである。

以上のとおり、原処分1にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められる。また、本件審査請求のうち原処分2に係る部分は不適法である。よって、前記第1のとおり、本件審査請求については、移送費の支給に関する部分は却下されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

#### 北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛